

平成 21 年 3 月

協和会計グループ

東京都中央区日本橋室町三丁目 1 番 8 号

TEL03-3241-4978(株)

FAX03-3246-0068

E-mail : office@cpakyowa.co.jp

今回は、平成 21 年度税制改正における主要論点(草案含む)及び近時のトピックスな話題についてお届けします。

特に、相続・贈与にかかる納税猶予の手続きについてはご注意ください。

なお、詳しい内容及びご不明な点に関しましては、各担当者へご確認下さい。

### I. 相続・贈与にかかる納税猶予

事業継続が極めて危機的な状況にある中小企業を税の面から支援するため、相続・贈与の納税猶予・免除制度が創設されました。

事業承継税制では、中小企業の事業承継に必要となる非上場株式について、相続税と贈与税の納税が猶予され、一定の場合には納税が免除されます(相続税と贈与税の制度を組み合わせることも可能です)。

以下では、要点についてご説明しますが、詳細は次号で解説します。

#### 1. 制度内容のポイント

～猶予～

##### (1) 相続税

既所有分も含め議決権総数の 2/3 までの株式について、課税価額の 80% 相当の相続税額が後継者の死亡等の日まで猶予されます。

平成 20 年 10 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する非上場株式等について適用されます。

##### (2) 贈与税

相続税と同様に 2/3 までの株式について、贈与税の全額が贈与者の死亡の日まで猶予されます。

平成 21 年 4 月 1 日以後に贈与により取得する非上場株式等について適用される予定です。

ただし、今後の国会動向等により、

適用日が変わるかも知れません。

～猶予税額の免除～

相続人、受贈者が事業承継により取得した非上場株式を死亡の時まで保有し続けた場合は、猶予税額の納付が免除されます。

このほか、条件を設けて、経済産業大臣の認定の有効期間(5年間)経過後における猶予税額の納付の免除もあります。

#### 2. 手続きのポイント

被相続人又は贈与者が生前又は贈与前に経済産業大臣から確認を受け、相続開始後又は贈与後に同大臣の認定を受ける必要がある点に注意が必要です。

ただし、①. 被相続人が 60 歳未満で死亡した場合、②. 相続開始前から役員であって 50% 超の議決権数を有する場合、③. 平成 22 年 3 月 31 日までに相続が開始した場合には、生前の確認手続きは不要となっています。

しかし、担保提供や継続的な申請も必要なので、簡単ではありません。

### II. 金融証券税制関連

#### 1. 軽減税率の延長

上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得について、10%(所得税 7%、住民税 3%)の軽減税率が平成 23 年 12 月 31 日まで延長されました。

## 2. 譲渡損失と配当所得の損益通算

- (1) 平成21年分から、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得の損益通算が限度額なしに可能となりました。
- (2) ～平成21年分～は、配当所得について、申告分離課税を選択できる制度が創設されました。そこで、申告分離課税を選択し、確定申告で上場株式等の譲渡損失と損益通算ができます。
- ～平成22年分以降～は、源泉徴収選択口座で配当所得を受け入れることができるようになります。その口座内で損益通算が行われるため、確定申告の必要はありません。

## Ⅲ. 土地売却益の特別控除・課税繰延

### 1. 特別控除

平成21、22年中に取得し、5年超保有した土地を譲渡した場合には、譲渡益から1,000万円まで特別控除が適用できます。

### 2. 課税繰延

事業的規模の不動産所得者、事業所得者、山林所有者が、平成21、22年中に土地(「対象土地」)を取得し、その後10年以内に他の土地を売却して譲渡益が発生しても、対象土地の取得価額を上限として、譲渡益の8割(21年取得分)又は6割(22年取得分)が減額できます。

減額相当額は、先に取得した土地の取得価額が減額されるので、その土地を譲渡する時まで、課税が繰り延べられます。

## Ⅳ. 公的年金等からの住民税の天引き

平成21年から、公的年金分の住民

税が天引きされ、特別徴収されます。

ただし、今年の6月分と8月分は手続きが間に合わないため、今までどおり自ら納める必要があるため、納付もれに御注意ください。

この結果、10月以降の年金手取額は、6月及び8月より減少することになりますが、実質的に負担する税額に変更はありません。

## V. 後期高齢者医療保険料

平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が始まりました。

### ・こんな場合は普通徴収にすべき！

問題となるのは、御主人よりも年金の少ない奥様や御両親の分の後期高齢者医療保険料です。

すなわち、奥様や御両親が受け取る年金から天引きされている国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料については、御主人の社会保険料控除の対象となりません。

ただし、国民健康保険料と後期高齢者医療保険料については、御主人が口座振替により保険料を支払うと、御主人の控除対象となります。

奥様が配偶者控除の対象となっている場合、御両親が扶養親族となっている場合には、**「後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書」**を市区町村に提出すると、御主人の口座から引き落とし可能となります。

なお、奥様や御両親の公的年金収入が180万円未満で、過去2年間において国民健康保険の保険料の滞納がないことが条件となります。

協和監査法人	税理士法人 協和会計事務所	株式会社協和ビジネスコンサルティング
金融商品取引法、会社法、学校法人、財団・社団法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など一企業経営に関するビジネスアドバイザリーサービスを提供しま	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。	証憑書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。 ” 経理部丸ごと引受けもOK！”

す。

--	--